



出張理容・出張美容の対象について

今般、理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと（以下「出張理容・出張美容」という。）ができる場合として、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第1号及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第1号に規定する「疾病その他の理由により、理容所（美容所）に来ることができない者」に該当すると考えられる者について、平成28年3月24日より下記のとおり整理されました。

記

理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

なお、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号においては、出張理容・出張美容を行うことができる場合として「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、尼崎市においては、以下の場合にも出張理容・出張美容を行うことができます。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設の長等の依頼に応じて当該施設において当該施設に入所している者に対して理容（美容）を行う場合（尼崎市理(美)容の業に関する条例 第3条より）
- (2) 災害が発生した地域における衛生の確保のために被災者又はこれを支援する者に対して理容（美容）を行う場合その他市長が特別の事情があると認める場合（尼崎市理(美)容の業に関する規則 第2条より）

出張理容・出張美容の対象とならない者に対して出張理容・出張美容を行うことは理容師法又は美容師法違反となります。

出張理（美）容を業としてお考えの方は、上記の内容について十分御了知の上、厚生労働省健康局通知「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に従い、衛生の確保及び向上に努めていただきますようお願いいたします。

尼崎市保健所 生活衛生課 電話 06 - 4869 - 3017

